

○「住居手当の事後の確認について」の全部改正について

(平成25年7月10日岩警発第821号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）第9条の規定による事後の確認の取扱いについて、平成25年7月10日以降、下記により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い「住居手当の事後の確認について」（昭和51年6月8日付け岩警第363号）は、廃止する。

記

1 確認対象職員

毎年11月1日現在において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の5第1項に規定する住居手当を受給している職員とする。ただし、当該年の11月分に係る住居手当の月額決定又は改定を行った職員は除くものとする。

2 確認決定権者

岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年岩手県警察本部訓令第7号）の規定により、所属職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定及び改定を行う権限を有する者とする。

3 確認時期

毎年11月とする。また、必要と認める場合は随時確認を行うものとする。

4 確認方法

次に掲げるいずれも最新の書類を提出させて確認するものとする。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 職員が家賃を支払っていることが確認できる次のいずれかの書類

ア 領収書の写し

イ 振込書の写し

ウ 通帳の写し及び送金先が判別できる書類（自動引去に限る。）

エ アからウ以外で職員が家賃を支払っていることが確認できる書類

5 確認結果

確認決定権者は、前記4の提出書類により確認を行った場合は、住居手当支給状況確認簿（別記様式）に所要事項を記載し、提出書類を添付しておくものとする。

住居手当支給状況確認簿

所 属 名								
職員番号	氏 名	賃借住居所在地	契約年月日	契 約 期 間		家賃額	手当額	備 考
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	
			年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	円	

住居手当に関する規則第9条の規定に基づき、上記のとおり確認する。

年 月 日

職・氏名



確 認 決 定 印	確 認 決 定 権 者	次 長 等	補 佐 等	係 長 等	担 当 者

※決裁欄は適宜変更できる。